

尼崎市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例
施行規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付に関する条例（平成21年尼崎市条例第 号）第2条、第5条、第9条及び第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める事項)

第2条 条例第2条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

建築計画概要書、築造計画概要書及び処分等概要書 確認済証番号及び当該確認済証の交付年月日又は建築物その他の工作物に係る敷地の地名地番

定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書 報告対象年度及び報告対象建築物その他の工作物の所在地

全体計画概要書 認定に係る通知書番号及び当該通知書の交付年月日又は建築物その他の工作物に係る敷地の地名地番

2 条例第2条のその他規則で定める事項は、次のとおりとする。

申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者がその業務上必要な調査をする場合にあつては、宅地建物取引業者免許証番号

申請理由

その他市長が必要と認める事項

(閲覧の方法等)

第3条 建築計画概要書等の閲覧の方法は、本市が保有する建築計画概要書等（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類をいう。）（当該建築計画概要書等に記載すべき事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録をディスプレイの画面に表示したもの)を閲覧するものとする。

2 建築計画概要書等の閲覧の場所は、尼崎市都市整備局建築指導課とする。

3 建築計画概要書等の閲覧の日時は、次のとおりとする。

閲覧に供する時間 午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

閲覧に供する日 尼崎市の休日を定める条例(平成3年尼崎市条例第1号)第2条第1項各号に掲げる日を除く日

4 前項の規定にかかわらず、市長が建築計画概要書等の整理その他必要と認めたときは、閲覧に供する日時を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(写しの交付の方法)

第4条 前条第2項から第4項までの規定は、建築計画概要書等の写しの交付について準用する。

(条例第9条の規則で定める事項)

第5条 条例第9条の規則で定める事項は、建築主又は築造主の電話番号及び印影とする。

(施行の細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成21年10月15日から施行する。